

新潟市土地改良事業等補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日 制 定

平成 20 年 3 月 25 日 改 正

平成 23 年 3 月 31 日 改 正

平成 26 年 3 月 31 日 改 正

平成 27 年 4 月 1 日 改 正

平成 29 年 3 月 31 日 改 正

令和 2 年 3 月 31 日 改 正

令和 5 年 3 月 31 日 改 正

(目的)

第 1 条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、土地改良事業等を施行する者に対して予算の範囲内で交付する補助金に関し必要な事項を定めることにより、農業農村整備を促進させるとともに、補助金交付の適正化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 この要綱により補助金を交付することができる対象事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業
- (2) 前号に規定する土地改良事業と同一の工種で法の適用を受けない事業
- (3) 農業水利施設及び農道等の農業生産基盤施設を機能的に整備又は補完する事業で、市長が特に必要と認めた事業

(補助事業者)

第 3 条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」とい

う。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法第3条に規定する者
 - (2) 土地改良区
 - (3) 農業協同組合、農家組合のほか市長が特に必要と認めた者
- (補助対象経費)

第4条 第2条に定める補助事業において補助金交付の対象とする経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 純工事費
- (2) 測量試験費
- (3) 支障物件移設補償費（工事の施工に必要なものに限る。）
- (4) 事務費（純工事費及び測量試験費の4%以内）
- (5) その他市長が特に必要と認めた経費

(補助金の交付・補助率)

第5条 市長は、予算の範囲内で補助事業者が補助事業の施行において負担する額の2分の1以内の額を補助金として交付することができる。（事業費が50万円以上のものに限る。）

(取扱基準の設定)

第6条 規則第4条に規定する取扱基準は、市長が別に定める。

(交付の申請)

第7条 規則第6条第1項第3号の規定により添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 実施設計書又は施工見積書
- (3) 土地改良事業にあつては、事業施行認可の写し
- (4) 農業協同組合施行のときは、当該農業協同組合の土地改良事業施行規約
- (5) 農家組合等の場合にあつては、代表者選定書及び事業に関する議決書

- (6) その他当該補助金の交付申請において市長が特に必要として指示したもの
(計画変更の承認等)

第8条 規則第10条第1項本文の規定により事業の変更の承認を申請する場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更計画書
- (2) 変更実施設計書又は変更施工見積書
- (3) 土地改良事業にあつては、変更施工認可の写し
- (4) その他当該補助金の変更交付申請において市長が特に必要として指示したもの

2 規則第10条第1項第1号に規定する市長が定める軽微なものとは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 工種の新設、変更又は廃止
- (2) 工種別の事業量又は事業費の30パーセントを越える増減（事業費の場合は、増減額が30万円以下の場合を除く。）
- (3) 全体事業費の増額及び10パーセントを越える減額
- (4) 事業期間が完了予定日から起算して30日を越えて延長する場合又は会計年度を越えて延長する場合
- (5) その他補助事業の内容を実質的に変更するもの
(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する市長が定める期日は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日とする。

2 規則第13条第3号の規定により添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 出来高設計書（実施設計書と同じ場合は省略することができる。）
- (3) 収支精算書
- (4) 工事請負等契約書の写し

(5) 着手前及び竣工状況比較写真

(6) その他当該補助金の実績報告において市長が特に必要として指示したもの

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条に規定する市長が指定する財産とは、国が定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付31農地第3966号）第15に準じて、1件の取得価格が50万円以上のものとする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間とは、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(補助金交付時期の特例)

第2条 この要綱に規定する補助金の交付の時期については、当分の間、補助事業が完了した翌年度において交付することができる。

(失効)

第3条 この要綱は、令和8年3月31日限り、効力を失う。ただし、同日までにこの要綱により交付の決定を受けた補助事業については、同日後も補助事業の完了までの間なおその効力を有する。

2 この要綱の失効前に補助金を交付した補助事業（前項ただし書きの場合を含む。）にかかる第10条の適用については、前項本文の規定にかかわらず、同項に規定する日後もなおその効力を有する。

(合併に伴う特例)

第4条 市町村合併において合併協議がなされた補助金の取り扱いについては、この要綱

の規定にかかわらず、合併協議の内容を優先することができる。

附 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の第10条第1項の規定は平成27年2月3日以後に実施された補助事業に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。